

新旧対照表

○千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例施行規則

改正案	現行
<p>千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成十九年十月十九日 規則第九十一号</p>	<p>千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成十九年十月十九日 規則第九十一号</p>
<p>千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p>	<p>千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p>
<p>第一条 この規則は、千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例（平成十九年千葉県条例第五十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(自主的取組対象施設)</p>	<p>第一条 この規則は、千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例（平成十九年千葉県条例第五十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(自主的取組対象施設)</p>
<p>第二条 条例第二条第二号の規則で定める施設は、別表の中欄に掲げる施設であつて、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当するものとする。</p> <p>(自主的取組計画書の提出)</p>	<p>第二条 条例第二条第二号の規則で定める施設は、別表の中欄に掲げる施設であつて、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当するものとする。</p> <p>(自主的取組計画書の提出)</p>
<p>第三条 条例第七条第一項の規定による自主的取組計画書の提出は、各年度の七月末日までに自主的取組計画書（別記第一号様式）により行うものとする。</p> <p>2 前項の規定は、条例第七条第二項及び第三項の規定による自主的取組計画書の提出について準用する。</p> <p>(自主的取組計画書の変更の届出)</p>	<p>第三条 条例第七条第一項の規定による自主的取組計画書の提出は、各年度の七月末日までに自主的取組計画書（別記第一号様式）により行うものとする。</p> <p>2 前項の規定は、条例第七条第二項及び第三項の規定による自主的取組計画書の提出について準用する。</p> <p>(自主的取組計画書の変更の届出)</p>
<p>第四条 条例第七条第四項の規定による自主的取組計画書の内容の変更の届出は、当該変更後、遅滞なく、自主的取組計画書変更届出書（別記第二号様式）により行うものとする。</p> <p>(実績報告書の提出)</p>	<p>第四条 条例第七条第四項の規定による自主的取組計画書の内容の変更の届出は、当該変更後、遅滞なく、自主的取組計画書変更届出書（別記第二号様式）により行うものとする。</p> <p>(実績報告書の提出)</p>
<p>第五条 条例第八条の規定による実績報告書の提出は、翌年度の七月末日までに自主的取組実績報告書（別記第三号様式）により行うものとする。</p> <p>(電磁的記録)</p>	<p>第五条 条例第八条の規定による実績報告書の提出は、翌年度の七月末日までに自主的取組実績報告書（別記第三号様式）により行うものとする。</p> <p>(電磁的記録)</p>
<p>第六条 条例第九条第一項の規則で定める電磁的記録は、自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる</p>	<p>第六条 条例第九条第一項の規則で定める電磁的記録は、自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる</p>

物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

(身分を示す証明書)

第七条 条例第十二条第二項の身分を示す証明書は、身分証明書(別記第四号様式)とする。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条、第二条及び別表の規定は、公布の日から施行する。

別表 (第二条)

一	揮発性有機化合物を原材料又は溶剤として使用する有機化学工業製品の製造施設	一の工場又は事業場における当該施設で製造する当該製品の最大の製造量の合計が一年当たり五、〇〇〇トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
二	揮発性有機化合物を原材料又は溶剤として使用する油脂加工製品、石けん若しくは合成洗剤、界面活性剤又は塗料の製造施設	一の工場又は事業場における当該施設で製造する当該製品の最大の製造量の合計が一年当たり一、〇〇〇トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
三	揮発性有機化合物を使用する施設のうち、次に掲げるもの(次の項に掲げるものを除く。) イ 塗装施設 ロ 印刷施設 ハ 接着施設 ニ 洗浄施設 ホ 動植物油脂製造施設	一の工場又は事業場におけるこの項の中欄のイからホまでに該当する施設で使用する揮発性有機化合物の最大の使用量の合計が一年当たり六トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
四	ドライクリーニング施設	一の工場又は事業場における当該施設で使用する揮発性有機化合物の最大の使用量の合計が一年当たり六トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
五	ガソリン、原油、ナフサその他	容量(危険物の規制に関する政

物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

(身分を示す証明書)

第七条 条例第十二条第二項の身分を示す証明書は、身分証明書(別記第四号様式)とする。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条、第二条及び別表の規定は、公布の日から施行する。

別表 (第二条)

一	揮発性有機化合物を原材料又は溶剤として使用する有機化学工業製品の製造施設	一の工場又は事業場における当該施設で製造する当該製品の最大の製造量の合計が一年当たり五、〇〇〇トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
二	揮発性有機化合物を原材料又は溶剤として使用する油脂加工製品、石けん若しくは合成洗剤、界面活性剤又は塗料の製造施設	一の工場又は事業場における当該施設で製造する当該製品の最大の製造量の合計が一年当たり一、〇〇〇トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
三	揮発性有機化合物を使用する施設のうち、次に掲げるもの(次の項に掲げるものを除く。) イ 塗装施設 ロ 印刷施設 ハ 接着施設 ニ 洗浄施設 ホ 動植物油脂製造施設	一の工場又は事業場におけるこの項の中欄のイからホまでに該当する施設で使用する揮発性有機化合物の最大の使用量の合計が一年当たり六トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
四	ドライクリーニング施設	一の工場又は事業場における当該施設で使用する揮発性有機化合物の最大の使用量の合計が一年当たり六トン以上の工場又は事業場に設置されているもの
五	ガソリン、原油、ナフサその他	容量(危険物の規制に関する政

別記

第一号様式

- (第三条第二項)
- (その一)
- (その二)
- (その三)
- (その四)
- (その五)

第二号様式

(第四条)

第三号様式

- (第五条)
- (その一)
- (その二)
- (その三)
- (その四)

第四号様式

(第七条)

<p>六 高揮発性有機化合物を消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十六条の二第一項に規定する移動タンク貯蔵所又は貨車に充填し、又は出荷する施設</p>	<p>一の工場又は事業場における当該施設に接続されている高揮発性有機化合物の貯蔵タンク(屋外に設置されているものに限る。)の容量の合計が五〇〇キロリットル以上の工場又は事業場に設置されているもの</p>
<p>の温度三十七・八度において蒸気圧が二〇キロパスカルを超える揮発性有機化合物(以下「高揮発性有機化合物」という。)の貯蔵タンク(屋外に設置されているもの限り、密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。)のものを除く。)</p>	<p>令(昭和三十四年政令第三百六号)第五条第二項の規定により算出した容量をいう。以下同じ。)が五〇〇キロリットル以上のもの</p>

別記

第一号様式

- (第三条第二項)
- (その一)
- (その二)
- (その三)
- (その四)
- (その五)

第二号様式

(第四条)

第三号様式

- (第五条)
- (その一)
- (その二)
- (その三)
- (その四)

第四号様式

(第七条)

<p>六 高揮発性有機化合物を消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十六条の二第一項に規定する移動タンク貯蔵所又は貨車に充てんし、又は出荷する施設</p>	<p>一の工場又は事業場における当該施設に接続されている高揮発性有機化合物の貯蔵タンク(屋外に設置されているものに限る。)の容量の合計が五〇〇キロリットル以上の工場又は事業場に設置されているもの</p>
<p>の温度三十七・八度において蒸気圧が二〇キロパスカルを超える揮発性有機化合物(以下「高揮発性有機化合物」という。)の貯蔵タンク(屋外に設置されているもの限り、密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。)のものを除く。)</p>	<p>令(昭和三十四年政令第三百六号)第五条第二項の規定により算出した容量をいう。以下同じ。)が五〇〇キロリットル以上のもの</p>